

第3節 政府短期証券、借入金、政府保証債務

政府短期証券、借入金及び政府保証債務はそれぞれ性格が異なりますが、いずれも国債（JGB）と同様、財政活動に伴う資金調達による債務です。それぞれについて説明致します。

1 政府短期証券

(1) 概況

政府短期証券は、財政法や特別会計に関する法律等に基づいて、国庫もしくは特別会計等の一時的な資金不足を補うために発行されます。政府短期証券は、従前の「定率公募残額日銀引受方式」においては、実態として大部分が日本銀行により引き受けられていましたが、平成11年4月以降、原則として公募入札により市中発行されています。政府短期証券の市中発行日は原則として毎週最初の営業日であり、また、その償還期間は原則として3ヶ月です（その他に、償還期間2ヶ月程度、6ヶ月の政府短期証券も発行されています。）。なお、公募入札において募集残額等が生じた場合及び国庫に予期せざる資金需要が生じた場合には、日本銀行が例外的に政府短期証券の引受けを行う仕組みになっています。この場合、日本銀行が引き受けた政府短期証券は、公募入札発行代り金により、可及的速やかに償還することになっています。

20年度中を目途に、割引短期国債（6ヶ月、1年）と政府短期証券（2ヶ月、3ヶ月、6ヶ月）の総合発行を実施することとしており、統合後は両証券は国庫短期証券（Treasury Discount Bills、略称：T-bill）の統一名称の下で発行され市中で流通することとなりますが、現行の財政制度上の位置付けは変更せず、引き続き割引短期国債、政府短期証券として取り扱うこととしています。

(2) 発行根拠別の分類

これまでに発行された政府短期証券について、その発行根拠に応じて分類すると次表のとおりです。ただし、これらの券種は政府短期証券として統合して発行されていることから、金融商品としては全く同じものです。

政府短期証券の発行根拠別の分類

券種	根拠法	主な目的
財務省証券	財政法第7条第1項	「国庫金の出納上必要があるとき」
財政融資資金証券	財政融資資金法第9条第1項	「財政融資資金に属する現金に不足があるとき」
外国為替資金証券	特別会計に関する法律第83条第1項	「外国為替資金に属する現金に不足がある場合」
石油証券	特別会計に関する法律第94条第2項、第95条第1項	「国家備蓄石油の購入に要する費用の財源に充てるために必要がある場合」、「支払上現金に不足がある場合」
食糧証券	特別会計に関する法律第136条第1項、第137条第1項	「主要食糧及び輸入飼料の買入代金の財源に充てるために必要がある場合」、「支払上現金に不足がある場合」

(3) 国庫資金繰りの概要

政府の財政活動においては、日々の国庫金の受払のタイミングのズレにより、一時的に資金が不足したり、資金に余裕が生じます。その際のズレの調整方法としては、政府短期証券の発行、国庫余裕金の繰替使用、日銀や国庫内で保有する政府短期証券の繰上償還、国内指定預金（有利子）への組替えがあります。財務省理財局では、国庫の収支見込を策定し、確実な資金繰りを行うとともに、民間金融市場に対する配慮に努めています。具体的には、3ヶ月物、6ヵ月物政府短期証券については、借換発行（原則として既発行の政府短期証券の償還日に新規政府短期証券の発行日を合わせる。）とするとともに、2ヶ月物政府短期証券については、財政の支払超過となる日を発行日とし、財政の受入超過となる日を償還日とします。また、資金の不足する特別会計等に対する国庫余裕金の繰替使用（無利子）及び国庫内引受を積極的に活用することにより、市中への公募発行額の圧縮と平準化に努めています。

【国庫資金繰りの基本的考え方】

確実な資金繰りの確保を図ることを前提としつつ、それとともに、

- | | |
|----------------|--------------------|
| ① 国庫金の効率的運用 | ② 政府預金残高の水準の抑制 |
| ③ 民間金融市場に対する配慮 | ④ 国庫の状況についての透明性の向上 |
- に努める。

国庫金の管理について、平成17年度以降実施してきた改革の概要をご紹介します。

1. 国庫金の効率的な管理

- (1) 国庫金の受入（租税の受入や国債の発行等）と支払（年金・交付税の支払等）のタイミングにはずれが生じますが、平成17年9月以降、政府部門の現金保有による機会費用の削減や政府全体の利子負担の軽減等を目的として、このタイミングのずれを極力小さくし、政府全体で一時的に保有する現金（国庫余裕金）の圧縮を図るための取組みを実施しています。

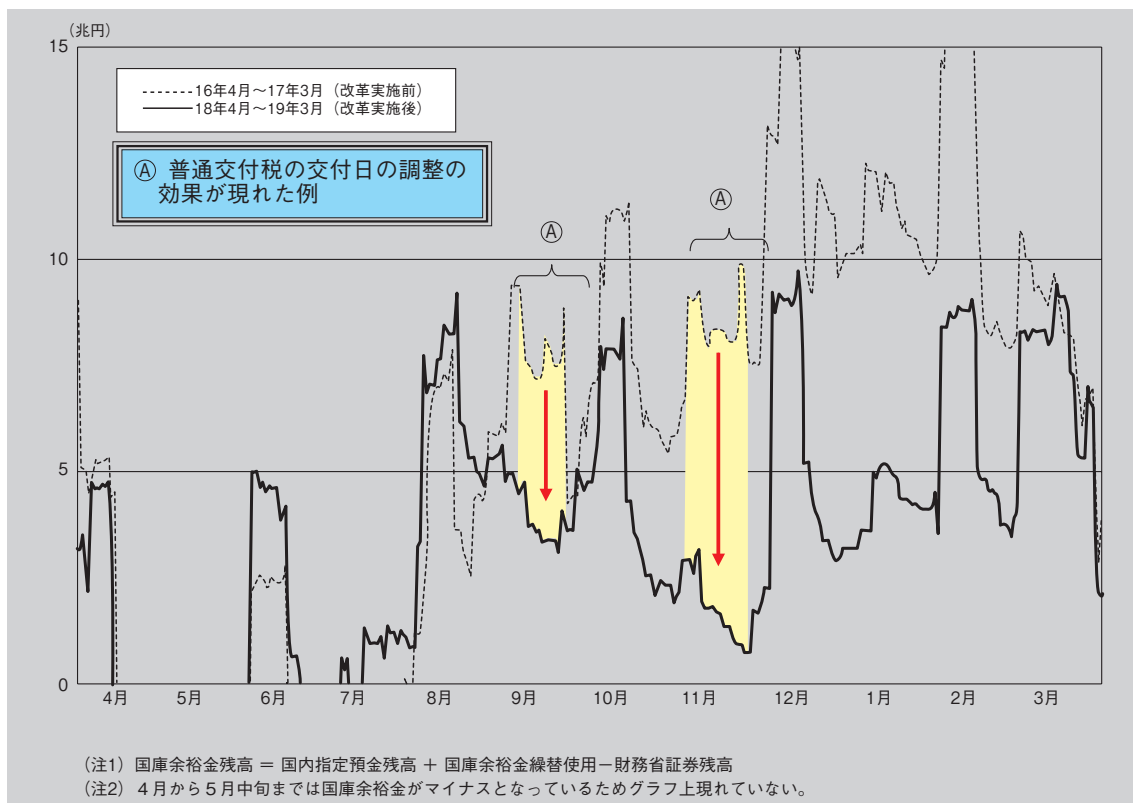
（具体的な取組み）

- 国庫金の効率的な管理について（平成17年8月26日公表）

平成17年9月から、①普通交付税の交付日を租税・年金保険料の受入日とする（図1）、②個人向け国債及び2年物国債の発行日を年金支給日とする、③各行政機関に対して、支払が法定されていない歳出金等の支払日を租税・年金保険料の受入日とするよう要請する。

- (2) それでも国庫余裕金が生じている場合には、①政府短期証券の発行額を抑制し、政府全体の利子負担を軽減する観点から、現金不足の特別会計等に対して無利子貸付け（国庫余裕金の繰替使用）を行い、②最終的に残った現金については、日本銀行に設けられている国内指定預金（利子の付される預金）として管理しています。

（図1） 国庫余裕金残高の圧縮効果（改革実施前後の比較）



2. 国庫余裕金の繰替使用等による政府短期証券の市中公募発行額の抑制

政府短期証券の市中公募発行額の抑制及び平準化の観点から、国庫余裕金の繰替使用や国庫内引受を積極的に活用しています。さらに、13週間物政府短期証券の発行額の抑制等を図るため、次のような取組みを実施しています。

(具体的な取組み)

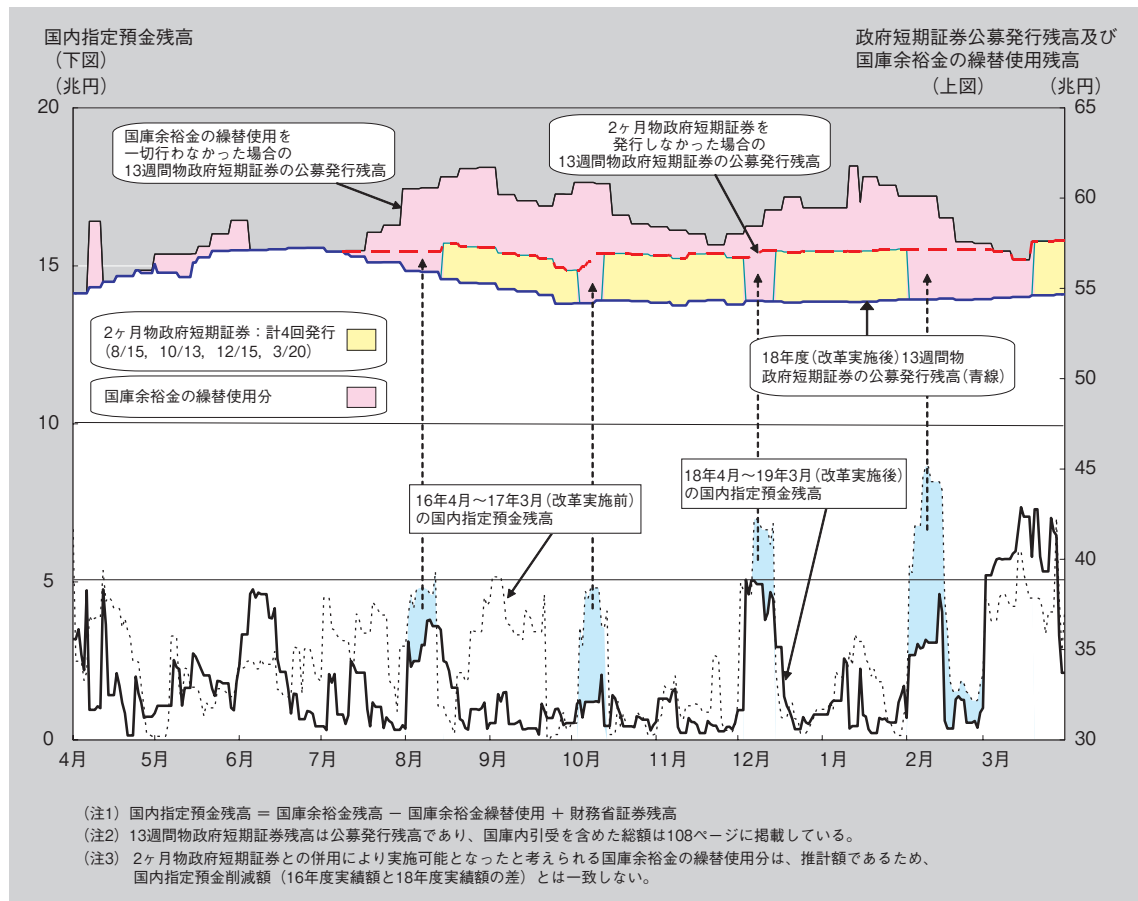
- 国庫金の効率的な管理の強化について（平成18年5月24日公表）

平成18年7月から、13週間物政府短期証券の発行による資金繰りの一部について、短期間の国庫余裕金の繰替使用と2ヶ月物政府短期証券の発行を併用することにより、国内指定預金残高及び13週間物政府短期証券発行額の一層の縮減を図る（図2）。

- 国庫金の外国送金に伴う外貨調達コストの削減について（平成19年3月30日公表）

平成19年4月から、国庫金の外国送金のうち米ドルについて、外国為替資金から両替手数料なしで調達し、両替手数料分のコストを削減する取組みを実施する（当面、100万米ドル以上の大口送金を対象として実施し、100万米ドル未満についても、今後実施する予定。）。

（図2） 国内指定預金残高及び13週間物政府短期証券公募発行残高の圧縮効果（改革実施前後の比較）



※政府短期証券の詳細については、第2章第3節1、第3章第3節1もご参照ください。